

広報 **ながはま**

6
2020

新型コロナウイルス

くらしを守る支援施策

いまを生きる私たちに未曾有の脅威を与え、世界の歴史に刻まれるほどの事態をもたらした新型コロナウイルス。

自分の大切な人の命、大好きなまちを守るために、私たちはこの危機に立ち向かっています。今こそ心をつにし、くらしと経済の再生に向け、ともに新たな一歩を踏み出しましょう。

特別額

給付金(10万円)

申請手続きのお知らせ

申請受付期限
8月31日(月)

【問合せ】
長浜市特別定額給付金
専用ダイヤル
(相談窓口案内センター)
☎65-6372



▲市ホームページ
(特別定額給付金)



▲総務省特別定額給付金
ホームページ

給付対象者

基準日(令和2年4月27日)時
点で、**長浜市の住民基本台帳**
に登録されている人

受給権者

給付対象者の属する

世帯の世帯主

【新型コロナウイルス感染症拡大防止
の観点から、給付金の申請方法は、原
則次の①および②のいずれかでお願
いします。

【①郵送申請】②オンライン申請
ともに**受付期限は8月31日(月)**で
す。

※申請や給付に関するご相談は、長浜
市特別定額給付金専用ダイヤル(☎
65・6372)までお問い合わせく
ださい。

① 郵送申請

1 市から申請書が届きます

申請書は、**基準日(令和2年4月27
日)**において、**住民基本台帳に登録さ
れている受給権者(世帯主)**に市から
送付しています。

2 市へ申請書を提出

市から受給権者宛てに郵送された
申請書に**振込先口座を記入し、世帯主
の振込先口座の確認書類の写し(金融
機関名、口座番号、口座名義人が分か
る通帳等)と世帯主の本人確認書類の
写し(マイナンバーカード、運転免許
証等の氏名、住所、生年月日記載さ
れたもの)**とともに市に郵送してくだ
さい。

3 受給権者(世帯主)が受給します

世帯ごとに、世帯員分の給付金が指定の世帯主の口座に振り込まれます。

② オンライン申請

1 専用サイトにアクセス

マイナポータルにアクセス

▲利用には受給権者(世帯主)
のマイナンバーカードが
必要です。また、マイナン
バーカード読み取り対応の「スマホ」または
「パソコンとカードリーダー」が必要です。

2 専用サイトで申請

① ぴったリサービスの「特別定額給付
金」を選択
② 申請内容を入力し、**振込先口座の確
認書類(画像)をアップロード(送信)**
③ マイナンバーカードに設定された
暗証番号を入力(英数字6〜16桁)
④ マイナンバーカードを読み取り、電
子署名

給付金
1人につき
10万円

事業者に支援金を給付します

長浜市事業継続緊急支援金

新型コロナウイルス感染症の影響
により、切迫した資金繰りを余儀な
くされている事業者に対し、事業の
継続を下支えします。

【要件】

令和2年1月以降の任意のひと月
において、事業収入(売上)が**前年同
月に比べて30%以上減少**してお
り、今後も事業継続する意思がある
こと。

【対象】

令和元年12月31日以前から事業収
入があり、市内に事業所を有する法
人(中小法人等)・個人事業者
※対象のうち、市内の土地・建物を
賃借して事業を営む人には、支給
額を上乗せします。

【支援金額】

○中小法人等：**50万円(一律)**
○個人事業者：**30万円(一律)**
○市内の土地・建物を賃借して
事業を営む人：
+5万円(一律)

【提出書類】

提出書類を左記まで郵送してくだ
さい。

■長浜市事業継続緊急支援金

支給申請書兼請求書

■添付書類(詳しくはホームページ
等に掲載する「提出書類一覧表」を
ご確認ください)

※申請書等は市ホームページからダ
ウンロードすることができます。



▲市ホームページ
(事業継続緊急支援金)

【申請期限】

令和3年1月15日(金)まで

問合せ・申請先

商工振興課事業継続緊急支援金担当

〈本庁舎1階多目的ルーム3〉
〒526・8501

八幡東町632
☎65・6535

(平日9時〜11時30分、13時〜16時)

経済産業省 持続化給付金

【給付対象の主な要件】

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年
1月以降の任意のひと月において、事業収入(売上)が
前年同月比で50%以上減少している事業者

【給付額】

中小法人等：200万円
個人事業者等：100万円

※いずれも、昨年1年間の売上から減少分が上限

問合せ

持続化給付金事業コールセンター
☎0120・115・570(毎日8時30分〜19時)



▲経済産業省
ホームページ
(持続化給付金)

滋賀県

新型コロナウイルス
感染拡大防止臨時支援金

【給付対象の主な要件】

県の休業要請を受け**4月25日(土)〜5月6日(水・
振休)の全期間、休業等に全面的に協力**いただいた中小
企業および個人事業主等

【給付額】

中小企業：20万円(一律)
個人事業主：10万円(一律)

問合せ 緊急事態措置コールセンター

☎077・528・1344(平日9時〜17時)



▲滋賀県
ホームページ
(臨時支援金)

市税・料金の猶予制度のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等
の収入の減少が原因で、市税や料金を納付すること
が困難になった人は、申請することで納付の猶予が
受けられます。

詳しくはホームページもしく
は担当課(4・5ページ参照)まで
お問い合わせください。



▲市ホームページ
(生活支援関連)

もしかして

新型コロナウイルス?

相談・受診の目安

★相談・受診の前に
持病をお持ちの人で症状に
変化のある人、新型コロナウイルス
ス以外の病気が心配な人は、
まずかかりつけ医にご相談く
ださい。

次の症状に該当する人は、**直接
医療機関に行かず**に、「帰国者・
接触者相談センター」へご相談く
ださい。

① 強いだるさ、息苦しさ、高熱等の
強い症状が1つでもある場合
② 発熱・せきなどの比較的軽い
風邪の症状が4日以上続く場
合 解熱剤を飲み続けなければ
ならない場合も含む

※②の症状のある人で、高齢者・
妊婦の人、基礎疾患のある人
(糖尿病・心不全・呼吸器疾患・
透析を受けている、免疫抑制剤
や抗がん剤等を用いている人
など)は重症化しやすいためす
ぐに「帰国者・接触者相談セン
ター」にご相談ください。

「帰国者・接触者相談センター」

☎077・528・3621
(24時間 毎日)

☎077・528・4865

✉ corona-soudan@pref.shiga.lg.jp

給付金詐欺

に注意ください

市や国・県などが
給付金や支援金に
ついて次のことを
行うことは**絶対にありません!**
また、暗証番号、通帳口座番号、
キャッシュカード、マイナンバー
は**絶対に教えたり渡したりしな
い**ください。

× 現金自動預払機(ATM)の操
作をお願いすること

× 受給にあたり、手数料の振込み
を求めること

× メールを送り、URLをクリック
して申請手続きをお願いす
ること

「怪しいな」と思ったら
遠慮なく相談ください

▼長浜市消費生活相談室

☎65・6567

▼お近くの警察署

▼警察相談専用電話

☎#9110

▼消費者ホットライン

(局番なし3桁) ☎1888

▼新型コロナウイルス給付金
関連消費者ホットライン

☎0120・213・188



◆市民生活についての相談(税・保険料・公共料金)

相談・お問い合わせの内容	窓 口	電話番号
○後期高齢者医療保険料の減免、納付猶予に関する事	保険医療課〈本庁舎1階〉	☎65-6527
○新型コロナウイルス感染症の影響により、下水道使用料等を一時的に納付することが困難となった人の納付相談(猶予)に関する事	下水道総務課〈本庁舎2階〉	☎65-1600
○新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金を一時的に納付することが困難となった人の支払期日の延長に関する事	長浜水道企業団(下坂浜町)	☎62-4101
○市営住宅の入居者(同居者) がウイルス感染対策や解雇等により収入が減少したことに伴う家賃等の納付相談に関する事	住宅課(本庁舎2階)	☎65-6533

◆市民生活についての相談(福祉・保険)

相談・お問い合わせの内容	窓 口	電話番号
○新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者外来受診時における国保被保険者資格者証明書の取扱いに関する事	保険医療課〈本庁舎1階〉	☎65-6512
○新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除等に係る臨時特例手続きに関する事	保険医療課〈本庁舎1階〉	☎65-6516
○国民健康保険、後期高齢者医療の傷病手当金に関する事	保険医療課〈本庁舎1階〉	☎65-6512
○新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮している人の相談、就労支援に関する事 ○住居を失うおそれがある人の住居確保給付金に関する事	社会福祉課〈本庁舎1階〉	☎65-6536
○緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の貸付(緊急小口資金)に関する事 ○生活再建までの間に必要な生活費用の貸付(総合支援資金)に関する事	長浜市社会福祉協議会(さざなみタウン(高田町))	☎62-0101
○しょうがい福祉サービス利用者および事業者の相談に関する事	しょうがい福祉課〈本庁舎1階〉	☎65-6518
○新型コロナウイルス感染症拡大に関する高齢者の人やその家族の心配ごと、不安やストレスからの高齢者虐待に関する事 ○新型コロナウイルス感染症拡大に関する地域での介護予防の進め方に関する事	高齢福祉介護課〈本庁舎1階〉	☎65-7841
○新型コロナウイルス感染症対策下における児童虐待や子育て相談、およびDV(ドメスティックバイオレンス)相談に関する事	子育て支援課家庭児童相談室〈本庁舎1階〉	☎65-6544
○新型コロナウイルス感染症対策下における放課後児童クラブの運営等に関する事	子育て支援課 放課後児童クラブ運営室〈本庁舎1階〉	☎65-6514
○新型コロナウイルス感染症拡大に伴う児童発達支援事業に関する事	児童発達支援センター(ながはまウェルセンター(小堀町))	☎65-2525

◆市民生活についての相談(教育・人権・市民活動・消費生活)

相談・お問い合わせの内容	窓 口	電話番号
○幼稚園、保育園、認定こども園に関する事	幼児課〈本庁舎5階〉	☎65-8607
○小学校、中学校に関する事	教育指導課〈本庁舎5階〉	☎65-8605
○人権侵害、差別事象などの相談に関する事	人権施策推進課(本庁舎2階)	☎65-6560
○市民活動団体のための新型コロナウイルス対応相談に関する事	ながはま市民協働センター(さざなみタウン(高田町))	☎65-6525
○新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に関する相談	消費生活相談室〈本庁舎1階〉	☎65-6567 平日9時～16時
	滋賀県消費生活センター	☎0749-23-0999 月～日(7月まで) 月～土(7月以降) 9時15分～16時

皆さんの生活を全力で支えます

くらしや仕事の相談窓口

相談窓口案内センター 〈本庁舎1階 多目的ルーム4〉

☎65-6372 (8時30分～17時15分)

最新の情報は、市ホームページをご確認ください。

新型コロナウイルス感染症に関する事、様々な支援策に関する事など全般についてお問い合わせを受け付けます。また、内容に応じて専門窓口(下記担当部署・所属・機関等)をご案内します。



※特別の記載がない限り下記相談の受付時間は、窓口・連絡先とも平日8時30分～17時15分です。

◆個人への給付金等

相談・お問い合わせの内容	窓 口	電話番号
○特別定額給付金(10万円の給付金)についての相談	くらし・経済再生支援室〈本庁舎1階多目的ルーム4〉	☎65-6372 総務省特別定額給付金コールセンター ☎0120-260002 9時～18時30分
○高校生等在宅学習応援金に関する事	くらし・経済再生支援室〈本庁舎1階多目的ルーム4〉	☎65-6372
○新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するための臨時特別給付金(おうちで子育て応援臨時特別給付金【市】、子育て世帯への臨時特別給付金【国】、ひとり親家庭応援臨時特別給付金【市】)に関する事	子育て支援課(本庁舎1階)	☎65-6528

◆市民生活についての相談(医療・健康)

相談・お問い合わせの内容	窓 口	電話番号
○新型コロナウイルス感染症予防の健康相談に関する事	健康推進課(ながはまウェルセンター(小堀町))	☎65-7751 ☎65-7759
○新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出自粛に応じた健康づくりに関する事	健康企画課(ながはまウェルセンター(小堀町))	☎65-7779
○長浜米原休日急患診療所の診療状況に関する事 ○医療従事者が自宅に帰宅することが困難でホテル等を利用される場合の宿泊料助成に関する事 ○長浜市新型コロナウイルスに立ち向かう医療従事者を応援する基金(寄附金・物資提供等)に関する事	地域医療課(本庁舎5階)	☎65-6301

◆市民生活についての相談(税・保険料・公共料金)

相談・お問い合わせの内容	窓 口	電話番号
○市県民税の徴収猶予に関する事 ○市県民税特別徴収、法人市民税、入湯税の申告・納付期限の延長に関する事	税務課〈本庁舎1階〉	☎65-6524
○国民健康保険料、軽自動車税の徴収猶予に関する事	税務課〈本庁舎1階〉	☎65-6508
○固定資産税、都市計画税の徴収猶予に関する事	税務課(本庁舎1階)	☎65-6523
○介護保険料の減免、および徴収猶予に関する事	高齢福祉介護課(本庁舎1階)	☎65-7789
○新型コロナウイルス感染症拡大の影響による未納の市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料の納付相談に関する事 ○新型コロナウイルス感染症拡大の影響による市税等の換価の猶予に関する事	滞納整理課(本庁舎1階)	☎65-6517

新型コロナウイルス感染予防対策

～みんなの健康と命を守るために実践していきましょう！～

一人ひとりが、日常生活の中で、「感染防止の3つの基本」と「新しい生活様式」を心がけましょう。

感染防止の3つの基本



1. 人との間隔はなるべく2m(最低1m)あける
2. マスクの着用
3. こまめな手洗い

2mは「たたみ一畳」の長さが目安です

新しい生活様式のポイント

生活

- 毎朝、**体温測定**し、**健康チェック**。
- 密閉・密集・密接の「**3密**」を避ける。
- 会った人と場所をメモする**。
(発症したときのため)
- こまめに部屋の換気をしよう。



外出・移動

- 感染が流行している地域への移動は控える**。
- 症状がなくてもマスクの着用。
- マスクがない時はバンダナ等で代用を。
- 電車やエレベーターでは会話は控えめに。



食事

- 多人数での会食は避ける。
- 対面ではなく横並びに座る。
- 大皿は避けて、料理は個々に盛り付ける。



買い物

- すいた時間に1人か少人数で素早く。
- 展示品への接触は控えめに。



運動

- 散歩やジョギングは少人数で。
- 屋外でも密集する運動は避ける。
- 体操は自宅で動画を活用する。



行事・集会

- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない。



体操など健康づくりに役立つ動画は、長浜市公式YouTube「はま〜るtb.」を見てみましょう！



詳しい実践例は、厚生労働省HP「新しい生活様式の実践例」を見てみましょう！



「長浜市新型コロナウイルスに立ち向かう医療従事者を応援する基金」への寄附金、医療物資、メッセージをお寄せください！

新型コロナウイルスの感染が長期化するなか、昼夜を問わず奮闘されている本市の医療機関に勤務される医療従事者の皆さんに対して、感謝と尊敬の気持ちを市民みんなで伝えるため、基金を設置しました。皆さんの温かい応援をお待ちしています。

【応援の申込方法】

「応援申込書」を郵送、メールまたはファックスで送付してください。「応援申込書」は市ホームページからダウンロードできます。詳しくは市ホームページまたは担当課までお問い合わせください。※市外在住者の人は上記の方法に加えて、ふるさと納税制度を利用しての寄附もできます。

☎ 地域医療課 〒526-8501 八幡東町632番地
☎ 65-6301 ☎ 65-6580
✉ chiikiiryouto@city.nagahama.lg.jp

市ホームページ▶



このページの情報は、令和2年5月18日時点のものです。

◆感染対策、感染が疑われる場合の受診についての相談

相談・お問い合わせの内容	窓口	電話番号
○長浜市新型コロナウイルス感染症対策本部会議に関する事	防災危機管理局〈本庁舎3階〉	☎65-6555
○新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく県の緊急事態宣言・措置への対応に関する事 ※県の休業要請に応じて協力頂ける事業者への臨時的支援金に関する事	滋賀県緊急事態措置コールセンター	☎077-528-1344 平日9時～17時
○新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の受診に関する事	滋賀県帰国者・接触者相談センター	☎077-528-3621 毎日24時間受付
○その他新型コロナウイルス感染症に関する事	新型コロナウイルス感染症一般電話相談滋賀県統一窓口	☎077-528-3637 毎日8時30分～17時15分
○滋賀県内の感染患者の状況に関する事 ※市内の感染者情報も含む	滋賀県新型コロナウイルス感染症対策チーム	☎077-528-3578

◆事業者の資金繰り、設備投資、経営環境についての相談

相談・お問い合わせの内容	窓口	電話番号
○滋賀県の制度融資セーフティネット資金(融資)の認定に関する事 ※セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証 ※受付は北部振興局地域振興課(☎82-5900)でも可能	商工振興課〈本庁舎2階〉	☎65-8766
○長浜市事業継続緊急支援金に関する事	商工振興課〈本庁舎1階多目的3〉	☎65-6535
○事業者の資金繰り支援に関する事(融資相談)	市内金融機関(滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、長浜信用金庫、京都銀行)	各金融機関へお問い合わせください。
	中小企業 金融・給付金窓口	☎0570-783-183 毎日9時～17時
	金融庁相談ダイヤル	☎0120-156-811 10時～17時
○事業者に対する無利子無担保融資	日本政策金融公庫	☎0120-154-505 事業資金相談ダイヤル 9時～17時
	持続化給付金事業コールセンター	☎0120-115-570 毎日8時30分～19時
○事業者の経営相談窓口に関する事	長浜商工会議所(高田町)	☎62-2500
	長浜市商工会(湖北町速水)	☎78-2121
○持続化補助金(国補助金)の相談に関する事	長浜商工会議所(高田町)	☎62-2500
	長浜市商工会(湖北町速水)	☎78-2121
○持続化補助金(国補助金)の売上減少証明に関する事	商工振興課〈本庁舎2階〉	☎65-8766
○雇用調整助成金(企業助成金)に関する事 ○小学校の臨時休業に対応する保護者支援(企業助成金)に関する事 ※学校等休業助成金・支援金等相談	ハローワーク長浜(平方町) 滋賀労働局コールセンター	☎62-2030 ☎0120-60-3999 全日9時～21時
	農業振興課〈本庁舎2階〉 森林田園整備課〈本庁舎2階〉	☎65-6522 ☎65-6526

市民の皆さんへのお願い ～不当な差別や偏見をなくしましょう～

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者・医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことはあってはなりません。公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動をお願いします。また、法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、いじめ等の被害に遭った人からの人権相談を受け付けています。困ったときは、一人で悩まず相談してください。



このページの情報は、令和2年5月18日時点のものです。

長浜市立湖北病院職員を募集します

図 長浜市病院事業職員選考委員会(長浜市立湖北病院事務局管理課内)
☎82・6143 〒529・0493 木之本町黒田1221



長浜市立湖北病院では令和3年4月1日採用予定の職員を募集します。

【職 種】看護師

【採用予定人数】8人

【試験日】

6月27日(土)または

7月4日(土)のいずれか

【試験会場】

長浜市立湖北病院(木之本町黒田)

【受験資格】

次のいずれにも該当する人

○昭和55年4月2日以降に生まれた人

○保健師助産師看護師法による看護師の免許を有する人(令和3年7月末日

までに免許取得見込みの人を含む)

○市内または近接地に居住でき夜間勤務ができる人

【申込期限】6月18日(木)(当日消印有効)

※受験申込書は担当課にあります。また、病院ホームページからダウンロードすることもできます。

受験申込書を郵送で請求する場合

は、封筒の表に「看護師受験申込書請求」と朱書きし、返信用封筒「角型2号」

(120円切手を貼付して宛先、郵便番号明記)を同封して、担当課まで郵送してください。

6月1日は人権擁護委員の日です

図 長浜市人権擁護委員協議会 ☎62・0565



人権に関するご相談は

人権擁護委員へ

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて活動をしている民間ボランティアです。市内では34人が委員として法務大臣の委嘱を受け、人権相談、人権侵犯に関する調査・救済、人権啓発

といった活動を行っています。

人権について、悩みや心配ことがある人は人権擁護委員にご相談ください。

相談は無料で秘密は厳守されます。法務局の人権相談や特設相談の日程

については、市ホームページ等でご確認ください。

連合自治会の役員が決まりました

図 市民活躍課 ☎65・8711



連合自治会定期総会が開催され、今年度の役員が報告されました。会長、副会長、監事は次の皆さんです。1年間よろしく願います。

会 長 三上保彦氏(田根連合)

副会長

三ツ橋玄一氏(第4連合)

八田林一郎氏(小谷連合)

山瀬郷史氏(西浅井連合)

大野道浩氏(第5連合)

押谷義文氏(上草野連合)

また、昨年1年間、連合自治会の運営にご尽力いただきました令和元年度の役員の皆さんには心より感謝を申し上げます。



6月の児童手当現況届の提出は郵送でお願いします

図 子育て支援課 ☎65・6554



児童手当を受給している人は、毎年6月に現況届の提出が必要です。

現在受給中の人に現況届の用紙等を黄色の児童手当専用封筒に入れて郵送します。必要事項を記入し、添付資料とともに左記のいずれかの方法で提出してください。添付書類については、郵送する書面をご確認ください。

【提出方法】

○郵送(返信用封筒をご利用ください)
○びったりサービス(マイナポータル)

による電子申請

※事前にマイナンバーカード等の準備が必要です(詳しくは内閣府ホームページをご確認ください)。

【受付期間】

6月1日(月)～30日(火)

※現況届の提出が遅れると、児童手当の振込が遅れることがあります。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での提出をお願いします。

避難支援・見守り支えあい制度

図 高齢福祉介護課 ☎65・7789
社会福祉課 ☎65・6536



「いつも」のつきあいが

「もしも」に生きる

高齢者や体の不自由な人の避難支援では、日ごろからの声掛けや、協力して行動する「支えあいの体制」が重要になります。

市では「避難支援・見守り支えあい制度」により、身近な自治会組織が主体となった避難支援体制づくりを支援しています。この制度は、ひとり暮らしの高齢者や体の不自由な人などから申し出を受け、自治会や防災組織、民生委員・児童委員の皆さんによる支援体制をつくり、市と社会福祉協議会が必要な情報を共有するものです。

【登録方法】

申請書類を下記まで提出してください。申請書類は下記窓口にあります。郵送をご希望の場合は、担当課までご連絡ください。

※登録はいつでも受け付けています。

自治会長や民生委員・児童委員、担当課などにご相談ください。

【登録対象者】

ひとり暮らし高齢者や重いしよがいのある人など、日常生活に手助けが必要な人や、避難をする際に支援が必要な人。

【提出先】

高齢福祉介護課(本庁舎1階)

☎65・7789

しよがい福祉課(本庁舎1階)

☎65・6518

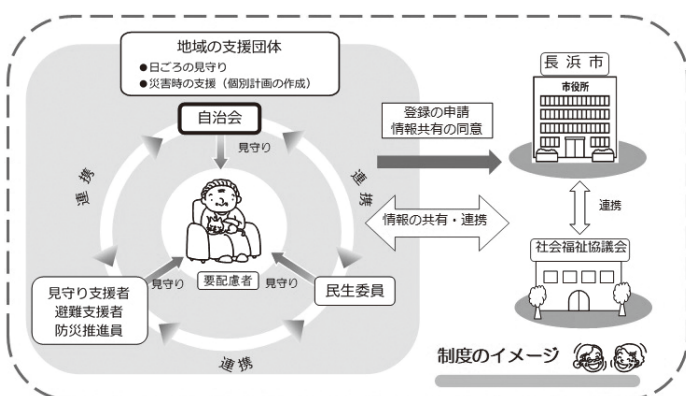
長浜市社会福祉協議会(高田町)

☎62・1804

※制度の内容や登録方法などについて説明する出前講座もありますので、左記までお問い合わせください。

社会福祉課(本庁舎1階)

☎65・6536



文化ホール(びわ・虎姫)の利用手続窓口変更のお知らせ

図 生涯学習文化課 ☎65・6552



びわ文化学習センター(リユートプラザ)ホールおよび虎姫文化ホールを利用する際の窓口を変更し、利便性の向上を図ります。

【変更後の窓口】

長浜文化芸術会館(大島町)

☎63・7400

浅井文化ホール(内保町)

☎74・4000

【変更日】6月1日(月)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため
延期・中止のお知らせ

国民健康保険特定健診・後期高齢者健康診査受診券の送付の延期

5月から6月にかけて発送を予定していましたが各種健診の受診券について発送を延期します。今後の状況をみて受診券発送時期を検討します。詳しくは、担当課までお問い合わせください。

6月・7月の総合健診の中止

今年度の総合健診は6月から7月まで中止します。また、今後の状況により、8月以降も中止となる可能性があります。詳しくは、担当課までお問い合わせください。

問合せ先

保険医療課

☎65・6512



問合せ先

健康推進課

☎65・7759



無料で木造住宅の耐震診断が受けられます

図 建築課建築指導室 ☎65・6543

〒526・8501 八幡東町632

耐震診断員を派遣し、木造住宅の耐震診断を無料で行います。

希望者には、耐震改修に必要な概算費用も算出します。

【対象住宅】

次のすべての要件を満たす市内の住宅
○昭和56年5月31日以前に着工し、完成しているもの

○延べ面積の半分以上が住宅用になっているもの

○階数が2階以下かつ延べ面積300㎡以下のもの

○木造軸組工法のもの(枠組壁工法、丸太組工法等でないもの)

【診断内容】

県に登録している耐震診断員が、主に目視で診断します。

耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の場合には、耐震改修の概算費用の算出を行います(希望者のみ)。

【予定棟数】

15棟程度(先着順)

【申込期間】

6月1日(月)～7月31日(金)



【申込方法】

所定の申込用紙に必要事項を記入し、次の書類を添えて直接または郵送でお申し込みください。

※申込用紙は担当課、または市ホームページからダウンロードすることもできます。

【添付書類】

○付近見取図
○建築物の建築時期・延べ面積のわかる書類(確認通知書・固定資産税課税証明書等・建物の登記簿のいずれかの写し)

市内では、柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯をはじめとし、各活断層による地震被害が危惧されています。

建築基準法の耐震基準が改正された昭和56年5月31日以前(旧基準)に着工された建築物は、現行の耐震基準を満たさないおそれがあります。

過去の地震被害調査の結果から、旧基準の木造住宅の倒壊率は、現在の基準の木造住宅より高いことから、ご自宅の木造住宅の耐震性能を知り、必要な備えをすることが重要です。

木造住宅の耐震改修等工事に補助します

図 建築課建築指導室 ☎65・6543

耐震診断の結果、倒壊の可能性が高いとされた木造住宅の耐震改修工事に対し、その費用を一部補助します。

また、耐震改修工事と併せて行う地震避難時の一助となるバリアフリー改修工事費も補助の対象となります。

【対象住宅】

次のすべての要件を満たす市内の住宅
○耐震診断の結果、総合評点が0.7未満とされたもの

○市が行う「無料耐震診断」(上記参照)の対象となるもの

【対象者】

対象となる住宅を所有し、次の要件を満たす人
○市税等の滞納がない人

アスベストの含有分析調査に補助します

図 建築課建築指導室 ☎65・6543

市内の既存建築物に施工されている吹き付け建材のアスベスト含有分析調査の費用を補助します。

これはアスベストを含有する民間建築物の把握とその除去を促進し、市民の生活環境の保全を図ることを目的として実施するものです。

【申込期間】(事業予算内で先着順)
6月1日(月)～9月30日(水)

※詳しくは、担当課までお問い合わせください。



○対象工事について、国・県・市の他の制度による補助を受けていない人
【申込期間】(事業予算内で先着順)
6月1日(月)～7月31日(金)

【申込方法】

事業の着工前にお申し込みください。申込み時に必要な設計図・見積書等の書類について説明しますので、必ず事前に相談ください。

※補助を受けるには、滋賀県講習会修了者名簿に登録されている設計者・施工者に依頼する必要があります。
※平成25年に耐震改修促進法の一部が改正され、住宅等についても耐震診断および必要に応じた耐震改修の努力義務の対象となりました。



ブロック塀の点検をしましょう

図 建築課建築指導室 ☎65・6543



ブロック塀は、厳しい自然環境のもとで年数とともに老朽化し、ブロックのひび割れや欠け、鉄筋のさび、塀の傾き等が発生します。

また、建築基準法の規定を満たさないブロック塀は、危険な状態になっている可能性があります。

ブロック塀の維持管理は、所有者・管理者の責任です。日頃から点検・診断し、適切な維持管理をしてください。
○ブロック塀の倒壊により犠牲者が出ている可能性があります。

○倒れた塀が道路をふさぎ、避難や救助・消防活動を妨げるようになります。

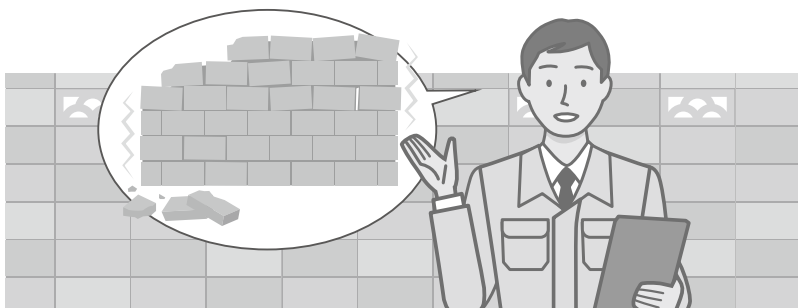
○子どもが登って遊ぶことで倒壊し、人身事故が起ることも考えられます。

通学路に面してブロック塀等を

設置している所有者の人へ

通学路に面したブロック塀等の安全性を確保することは、児童をはじめとする歩行者の安全につながります。早急に安全性について点検してください。

点検の結果、危険性が確認された場



合には、付近を通行する人への注意表示等を行っていただくとともに、速やかに補修または撤去してください。
「ブロック塀の点検のチェックポイント」をホームページに掲載していますのでご利用ください。また、点検時には必要に応じて専門家の意見を聞くなど、安全確保に努めてください。

避難路等に面したブロック塀等の安全確保のための工事に補助します

図 建築課建築指導室 ☎65・6543

地震等の災害によるブロック塀等の倒壊被害を防止するため、市内にある避難路等に面するブロック塀等の除却、建替え(除却後に新設するもの)、改修に対して補助を行います。

【対象となるブロック塀等】

市内にあるブロック塀で次の要件をすべて満たすもの

○通学路等の避難路等に面するもの
○補強コンクリートブロック造または組積造の塀で、道路面からの高さが60cm以上のもの

○耐震診断の結果、倒壊危険性があると判断されたもの(建築基準法に違反していないものに限る)

【対象者】

ブロック塀等の所有者で次の要件をすべて満たす人
○市税等の滞納がない人
○対象となる工事について、国、県、市のその他の制度による補助を受けていない人

【対象となる工事】

①ブロック塀等の高さを道路面から60cm未満にする撤去工事
②ブロック塀等の耐震補強工事(安全性が確認できるものに限る)
③ブロック塀等の撤去後の新設工事
※工事について一定の要件があります。

【補助金額】

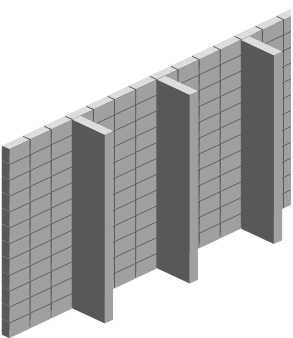
補助対象工事費の2/3
(限度額10万円)

※補助金交付決定までに着手(工事業主との契約を含む)した場合はこの事業の対象外となりますのでご注意ください。

【申込期間】

6月1日(月)から受付開始
(事業予算内で先着順)

※申込み時に必要な図面・見積書等の書類について説明しますので、必ず事前に担当課までご相談ください。



長浜らしい景観づくりを
進めています

図 都市計画課 ☎65・6562

市では、景観を市民共有の貴重な資産として育み、これを活かして、より魅力あるまちとなるよう取り組んでいます。

〈景観づくりの取組〉

- 地域ごとに建築物や工作物等の景観への配慮基準を定めています。
- 一定の建築物や工作物等の建築や模様替え等はあらかじめ景観法に基づく届出を求めています。
- 地域ごとに看板などの屋外広告物の設置基準を定め、一定の広告物については許可制度を設けています。

〈景観形成重点区域の指定〉

特に地域特性を活かした景観づくりを進める必要がある区域を『景観形成重点区域』に指定し、屋根の勾配や高さ基準を設け、小規模な建築物等も景観法に基づく届出を求めることで、きめ細やかな景観づくりを図っています。現在は琵琶湖岸や姉川、国道365号沿道（一部）、中心市街地の主な通りや街道沿いの10か所が指定されています。お住まいの地域がどの区域にあたるのか、確認いただき、長浜らしい景観づくりにご協力ください。



▲景観関係



▲屋外広告物関係



▲田園や山並みと調和した沿道景観の「国道365号沿道 景観形成重点区域」



▲伝統的な建築様式の町屋が並ぶ情緒ある「ながはま御坊表参道 景観形成重点区域」

太陽光発電設備等を設置する時は
景観法に基づく届出が必要となります

7月1日以降に太陽光発電設備等（太陽熱を利用する温水器などを含む）を設置する場合は、景観への配慮基準に沿って、設置前に届出が必要となります。

〈太陽光発電設備等の届出対象規模〉

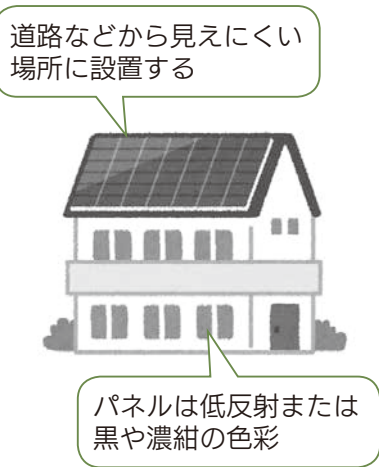
○景観形成重点区域は、敷地内のパネル面積の合計が10㎡を超えるものが対象です（地上に直接設置する太陽光発電設備はパネル面積の合計が100㎡を超えるものが対象）。

○景観形成重点区域以外の区域は敷地内のパネル面積の合計が1,000㎡を超えるものが対象です。

※パネル面積10㎡あたりの発電量の目安は、1.5～1.9kW

〈景観への配慮基準〉

左記は景観への配慮基準の一例です。地域ごとの配慮基準に沿って、景観の特性を活かしていきましょう。



屋外広告物にはルールがあります

屋外広告物は、景観をつくる重要な要素であり、地域の良好な景観づくりに寄与する役割があります。また、落下や倒壊等の直接的な危険や、見通しを悪くしたり、信号機の視認性の妨げといった間接的な危害を与えないものとする必要があります。

〈屋外広告物のルール〉

- 広告物の表示・設置には、市の許可が必要な場合があります。
- 地域ごとに表示、設置できる広告物の大きさや個数に基準があります。
- 広告物を表示、設置してはいけない場所があります。
- 事故防止のため、定期的に点検を行い、安全管理に努めましょう。



▲個人商店も許可が必要な場合があります。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。ただくか、担当課までお問い合わせください。

日曜日の乳がん検診を実施します

図 健康推進課 ☎65・7759

乳がんは女性の11人に1人がかかるといわれ、女性が一番かかりやすいがんです。

2年に1回は乳がん検診を受けることが大事です。より多くの人に受診いただけるよう、医療機関で休日の乳がん検診を実施します。この機会に自分の身体を見つめてみませんか。

【ところ】市立長浜病院（大成亥町）

【とき】6月28日、7月12日、

10月4日、11月8日

【対象者】40歳以上の女性

（2年に1回の受診）

【料金】49歳以下1,800円

50歳以上1,500円

【申込み】

担当課へ電話でお申し込みください。

※時間等の詳細は申込時に、お問い合わせください。

※土曜日に受診希望の人は、長浜市立湖北病院木之本町黒田で受診できますのでお問い合わせください。



がん治療をしている人のために
医療用ウィッグの購入費を助成します

図 健康推進課 ☎65・7759

【対象者】

○申請日において、市に住所を有する人

○抗がん剤治療等の副作用による脱毛症状に対処するために、ウィッグを購入した人（令和2年4月以降の購入）

○補助金の申請時に市税、国民健康保険料に未納がない人

【助成金額】上限1万円

【申請期限】

購入日の翌日から1年以内

※対象者1人につき1回を限度とします。

【申込方法】

所定の申請書に次の必要書類を添えて直接担当課に提出してください。

※申請書は担当課、北部健康推進センターにあります。また市ホームページからダウンロードすることもできます。

【申請書類】

補助金交付申請書兼請求書、ウィッグを購入した金額の明細がわかる書類領収書等、脱毛の副作用がある抗がん剤治療等の受診を証明する書類



のりしろ



料金受取人払郵便



差出有効期間
2020年8月31日
まで

切手を貼らずに
お出し下さい。

長浜市八幡東町632

長浜市役所 市民広報課

「市民からのメッセージ」
係 行



やま折り

市民の皆さんの声をお聞かせください
「市民からのメッセージ」

市民の皆さんの声を市政に反映し、暮らしやすいまちをつくるため、「市民からのメッセージ」を募集します。「広報ながはま」や市政に関する意見や提案をお聞かせください。

お寄せいただいたメッセージは、市民の皆さんと共有するため、今後、市ホームページで掲載する場合があります。

＜様式の使い方＞

- ①切り取り線（破線）に沿って切り、中央の線に沿ってやま折りにします。
- ②のりしろにのりを付けて、貼り合わせてください。
- ③切手は貼らずに、そのままポストへ投函してください。

【問合せ】長浜市役所市民広報課
（電話65-6504／FAX65-4006）

今月号の特集に関するご意見

今後、特集を希望するテーマ

—— くに折り ——

広報ながはまに関するご意見

担当課からの返事をご希望の場合は、
連絡先をご記入ください。

住所 長浜市

氏名

電話・メール

最新の健康測定機器を無料で貸し出します

健康企画課 ☎ 65・7779



新型コロナウイルス対策による外出自粛で運動不足ではありませんか。体重を減らしたいなど、健康づくりに取り組む皆さんの健康活動をサポートする測定機器を無料で貸し出します。

スマートフォンアプリを使うと、自身で簡単にデータ管理もできて便利です。ぜひ健康づくりにお役立てください。

【貸出期間】
2か月以内最大6か月まで貸出可

【貸出場所・時間】
○ながはまウエルセンター（小堀町）
☎ 65・7779
毎週金曜日の9時～15時および木曜日の17時15分～19時（祝日除く）

※木曜日は、17時までに事前連絡必要

○北部健康推進センター（高月町渡岸寺）
※湖北・高月・木之本・余呉・西浅井地区にお住まいの人は、北部健康推進センター（高月町渡岸寺）で貸出できます（要事前予約）。

絵手紙作品を募集します

教育改革推進室 ☎ 65・8604
〒526・8501 八幡東町632



「長浜子どもちかい 長浜子育て憲章（22ページ）」にちなんだ絵手紙を募集します。

【募集対象】
市内在住の小中学生、一般高校生以上
※小中学生については、学校を通じて募集します。

【募集期間】
6月1日（月）～9月4日（金）

※消印有効

【作品規格】
はがきサイズの用紙

※イラストと文字の両方を入れてください。

※未発表の自作品のみ。応募作品の著作権は市教育委員会に帰属します。応募作品は返却しません。1人1作品とします。

【応募方法】
郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入し、担当課まで直接または郵送してください。

※入賞者に賞状と記念品を贈呈し、作品は市内で巡回展示します。

ヘルプマーク・ヘルプカードについて

ヘルプマーク・ヘルプカード ☎ 65・6518



ヘルプマークとは、外見から分らなくても援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせて援助を得やすくするよう作成されたマークです。

身につけている人を見かけたら支援を

○電車やバスで席をお譲りください。

○災害時には、安全に避難するために支援をお願いします。



▲ヘルプマーク

【配布対象】
義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人など、配慮を必要としている人

【配布場所】
○しろうがい福祉課（本庁舎1階）
○北部振興局福祉生活課
○ながはまウエルセンター（小堀町）
○市立長浜病院（大成亥町）
○長浜市立湖北病院（木之本町黒田）

ヘルプカードとは、緊急連絡先などの詳しい情報を書き込むことで、必要な支援を周囲にお願いするためのカードです。ストラップ型のヘルプマーク同様、担当課等で無料配布しています。また、市ホームページで印刷することもできます。



▲ヘルプカード
（右側にはヘルプマークが記載されています）

問合せ・申込先
滋賀県障害福祉課
〒520・8577
大津市京町4丁目1番1号
☎ 077・528・3542

滋賀県レイカディア大学 第43期学生を募集します

高年齢福祉介護課 ☎ 65・7789



滋賀県社会福祉協議会では、高齢者が新しい知識と教養を身につけ、地域の担い手として活躍できるよう支援するため滋賀県レイカディア大学を開設しています。

※入学願書は、募集要項をよく読んで必要事項を記入して、左記のいずれかに郵送してください。

【入学願書受付期間】
6月1日（月）～8月11日（火）



▲びわこシニア
ネットホーム
ページ

【入学資格】
県内在住で10月1日現在60歳以上の人で、大学設置の趣旨を理解し、学習意欲に富み、通学および各種講義に出席できる人。また、卒業後、学習の成果を生かした地域活動等に意欲がある人。なお、過去に入学を許可された人の応募はできません。

【授業料】
各学年、前期・後期ともに2万5千円です。ただし、教材費、傷害保険料、見学・研修の経費および自主活動等に要する経費等は学生の負担とします。

【出願手続き等】
学生募集要項および入学願書は、社会福祉協議会、まちづくりセンター、図書館などにあります。また、びわこシニアネットからダウンロードすることもできます。

問合せ・申込先
滋賀県レイカディア大学草津校（本部）
〒525・0072
草津市笠山7・8・138
☎ 077・567・3901
滋賀県レイカディア大学米原校
〒521・0016
米原市下多良2・137
☎ 52・5110



市民協働センターだより

地域の未来を担う地域活力プランナー

広域な長浜市では、市街地や山間地、田園地帯など地域ならではの土地柄や魅力があると同時に、抱える問題や課題もまたそれぞれに違いがあります。こうした実情に応じた課題解決への手立てや賑わいづくりを、住民自ら行えるよう企画・実施・支援するのが、地域活力プランナー（以下プランナー）です。

各地域づくり協議会(以下地協)が必要に応じて配置し、協議会や自治会、住民そして市と連携。地域全体を俯瞰しコミュニケーションを深めながら、取組みを主導していきます。現在13地協に21人が着任しています。気軽に声をかけていただき、暮らしの困りごとや要望をぜひお聞かせください。

令和2年度地域活力プランナー

長浜地区地域づくり連合会	田中 省吾
六荘地区地域づくり協議会	佐藤 哲也
南郷里地域づくり協議会	水森 豊孝、加納 徳雄
神照地区地域づくり協議会	飯田 善則、岩口 恵美
北郷里連合地域づくり協議会	瀬古 良博、大塚 清司
西黒田ふるさと振興会議	清水 智夫、山本 章子
浅井湯田地域づくり協議会	中川 仁男、清水 やす子
下草野地区地域づくり協議会	伏木 梨絵
虎姫地域づくり協議会	西村 光之、菅羽 裕美
こほく地域づくり協議会	まつやま ひさお、つのかわ ひろみ 松山 久夫、角川 宏美

高月地域づくり協議会	宮田 暲己
高時地区地域づくり協議会	大谷 ともよ
余呉地域づくり協議会	山路 満子、田中 典子

プランナー活動事例

下草野地区地域づくり協議会 伏木梨絵さん

令和元年4月に着任。協議会が主導する高齢者への買い物支援に関わる傍ら、幅広い世代が地域に関心を持ち、地域づくりに参加してもらえる場づくりを模索。そんな中、住民の子育て世代の女性から「地元のママたちともっと交流したい」との要望を受け、ともに「下草野ママ会」を発足。継続的な開催をめざすとともに、今後は子どもの居場所づくりについても構想中です。



▲現在は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインでのミーティングを取り入れ継続を模索中

こんな活動してます！ 郷土料理おもてなし隊

鮎寿司、鯖のなれずし、打ち豆汁、山菜の炊いたの、小鮎煮…。郷土料理おもてなし隊が年に一度開催する「郷土料理バイキング」は、なんと30品以上もの湖北の伝統食・保存食がずらりと並び、バイキング形式で楽しむイベントで、「懐かしい味」と喜ぶ人に加え、「ローカルフード」に関心がある若い人からも大好評です。

隊はもともと木之本地域の公民館(現まちづくりセンター)での郷土料理講座受講メンバーが「引き続き活動したい」と約10年前に結成、イベントの出店などを通じて郷土食の継承に励みます。現在7人で活動、バイキングは隊のメイン事業ともいえ、メンバーが分担して料理をこしらえます。大勢の来場者をもてなす大変さはあるものの、食べることを通じて、先人の知恵と工夫を知る貴重な機会になってほしいとの思いを込めています。



▲郷土料理バイキング。今年は2月に開催し、大好評でした



◇ながはま市民協働センター
☎65-6525 Mail: katsudou@city.nagahama.lg.jp 休所日 火曜日
◇北部サテライトセンター きのもと交遊館
〒526-0425 長浜市木之本町1118 開所日 水・日曜日

図書館だより

インターネットサービスのご案内

- 本や雑誌の予約ができる
- 借りた本の返却日がわかる
- 新しく入った本の情報がメールで届く
- 「いつか読みたい本」をチェックしておく
- 自分が読んだ本を記録する など

ほかにも便利なサービスがたくさんあります。
ぜひご利用ください！



- ・予約した図書の連絡や、返却期限が過ぎている図書のお知らせをメールで受け取れます。

- ・興味のある分野・著者の登録で、関連図書の新着お知らせをメールで自動配信します。

ご利用にはパスワードが必要です。
ご自身で設定していただけます。
図書館のホームページ（下記 QR コード）をご覧ください。

長浜市立図書館ホームページ

<https://lib.city.nagahama.lg.jp/>

館名	問合せ	休館日	開館時間
長 浜	☎ 63-2122	◎ 毎週 火曜日 ◎ 資料整理日: 6月25日(木)	平日: 10時～20時 土・日・祝日: 10時～18時
浅 井	☎ 74-3311	◎ 毎週 月・火曜日 ◎ 資料整理日: 6月25日(木)	10時～18時
び わ	☎ 72-4305		
虎 姫	☎ 73-2335		
湖 北	☎ 78-1687		
高 月	☎ 85-4600		

※休館日や開館時間は変更する場合があります。

- ◇木之本まちづくりセンター図書室(北部振興局併設)
☎82-5915 【8時30分～17時】 休室: 土曜日・日曜日・祝日
- ◇余呉文化ホール図書室(余呉支所隣接)
☎86-8107 【9時～17時】 休室: 祝日
- ◇西浅井まちづくりセンター図書室(西浅井支所併設)
☎89-1125 【8時30分～17時】 休室: 月曜日、第1・3日曜日、祝日



図
書
室

【ながはま文化福祉プラザ】

- 文化福祉プラザ室/☎ 65-6907 ●ながはま市民協働センター/☎ 65-6525
- 長浜まちづくりセンター/☎ 62-1808 ●長浜図書館/☎ 63-2122
- 長浜市地域福祉センター/☎ 62-1804

【長浜商工会議所・長浜ビジネスサポートセンター】

- 長浜商工会議所/TEL 62-2500 ●長浜ビジネスサポート協議会/☎ 53-2770

新しく入った本の中から



『琵琶湖のまわりの昆虫 —地域の人びとと探る—』 八尋 克郎 著 (サンライズ出版)

琵琶湖と山に囲まれ、豊かな自然に恵まれた滋賀県で、学芸員の著者が地元の昆虫好きたちとともに調査した結果から見えるものとは？トンボやチョウ、ミノムシから県固有の昆虫など、琵琶湖のまわりに生息する虫の生態が分かりやすく紹介されています。



『わたしのやま』

フランソワ・オビノ/作 ジェローム・ペラ/絵
(世界文化社)

「ここがわたしのやま」の語りで始まるひつじかいのおはなしを読み終えたら、絵本をくると裏返しします。裏表紙からはおおかみの語りがはじまります。

おなじ物語をふたつの立場からみると…想像がふくらむ絵本です。



毎月第3日曜日は 「けやきっ子読書の日」

「けやきっ子」とは、市の木「けやき」になぞらえ、どっしりと大地に根を張って知恵や知識を吸収し、太く堅い幹のようになつてしっかりと生きる力を身につけ、想像の枝をのびのびと広げて豊かに生きる長浜の子どもたちをいいます。



市内には以下の図書館もあります

公益財団法人 江北図書館
木之本町木之本1362 ☎ 82-4867
休館日: 月曜日、第1・3日曜日、祝日
ホームページ: <http://kohokutoshokan.com>

保健だより

長浜市保健センター（健康推進課）
☎65-7751（子育て、成人の相談）
☎65-7759（保健予防事業について）

保健センター高月分室（北部健康推進センター）
☎85-6420

すこやかトピックス

～6月は「食育月間」、6月4日から10日は「歯と口の健康週間」です～

食育は、子どもだけでなく大人にとっても大切です

生涯にわたり心と体の健康を保つことはとても大切です。健康維持、生活習慣病予防のために毎日の食事を振り返ってみませんか。

【減塩を意識しましょう】

2020年から食塩摂取量の目標が変更されました。1日当たり男性は7.5g未満、女性は6.5g未満です。具だくさんみそ汁や、だしとうま味を活用して減塩を意識しましょう。



【野菜を楽しもう】

1日に必要な野菜の摂取量は350gです。男女とも摂取量が少ないため、まずは野菜料理を1品増やすことから始めてみましょう。また、急激な血糖値上昇を避け



るよう、野菜から食べることを心がけましょう。

家族みんなで、「お茶でバイバイ！むし歯菌」

家族みんなのお口の健康を守るため、歯みがき習慣とともに「のどが渴いたらお茶を飲む」「ご飯やおやつを食べた後にはお茶を飲んで食べかすを流す」など、糖分を含まない飲み物を飲む習慣を心がけましょう。

ロック調のむし歯予防
ソングを作ったよ。

みんなで見てね。むし歯予防ソング動画



むし歯予防ソング誕生秘話などは
こちらをチェック！市ホームページ▶



～気をつけよう！食中毒が増える季節になりました～

食中毒の主な原因である細菌は、気候が暖かく、湿気が多くなる梅雨から夏にかけて増殖します。



～食中毒を防ぐ3原則～

○食べ物に細菌を「つけない」

丁寧な手洗いや日々の健康管理を心がけましょう。

○食べ物に付着した細菌を「増やさない」

肉や魚などの生鮮食品やお総菜などは購入後、できるだけ早く冷蔵庫に入れるなど、低温での保存が効果的です。

○食べ物や調理器具に付着した細菌を「やっつける」

ほとんどの細菌やウイルスは加熱によって死滅します。肉や魚はもちろん、野菜なども加熱して食べることで、細菌やウイルスを「やっつけ」ましょう。特に肉料理は、中心部を75℃で1分以上加熱することが目安です。

乳幼児健診

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、乳幼児健診を延期していましたが、6月から再開します。延期していたため、対象児は年度当初に配布していた健康づくり日程表や健診案内チラシ等の日程と異なりますのでご注意ください。

対象の人には順次、個別通知をします。個別通知で案内する日程にできる限りお越しください。ご不明な点はお問い合わせください。また、ご心配なことは、健康推進課（☎65-7751）までご相談ください。

そだちっこ広場

妊娠中の心身のこと、おっぱいのこと、お子さんの発育発達、予防接種、歯、栄養、離乳食、あそびなど子育ての相談に対応する「そだちっこ広場」は、**新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止**しています。今後の実施については、**決定次第、日程をホームページに掲載**します。

個別のご相談等ありましたら、健康推進課（☎65-7751）まで電話でご相談いただきますようお願いいたします。

市長
コラム⑪

至誠通天

藤井 勇治

※至誠通天
誠を尽くせば天が
味方してくれること



市民一丸となって乗り切ろう

新緑の美しい季節を迎え、野山の緑が人の心を和ませてくれます。

新型コロナウイルス感染症の脅威は世界史に残るほどの非常事態をもたらしていますが、市民の皆さんの感染予防、感染拡大防止のための良識的な行動に加え、日々最前線でウイルスに立ち向かっていただいている医療従事者の皆さんのご尽力により、長浜での被害は最小限に抑えられていることを市長として改めてお礼申し上げます。

また、嬉しいことに、医療従事者の皆さんを応援し、感謝の気持ちを伝えようと多くの市民、事業所から医療物品等の寄附の申し出を受けております。こうした申し出は、長期戦となるウイルスとの戦いへの希望や、明日へ向けての活力となります。重ねて深く感謝申し上げます。



▲市内医療機関の激励

一方、イベントや不要不急の外出の自粛等で市内経済は過去に例がないほど落ち込み、私のところにも皆さんの悲痛な思いが多数届いております。今こそ、私が先頭に立って暮らしや経済を立て直すと決意し、中小企業、個人事業者に対する支援策やひとり親家庭や高校生応援の支援策などを早急に取りまとめ、市独自で総額19億円にもおよぶ大型の補正予算を組みました。これらの支援策を迅速かつ力強く実行し、必ずや皆さんの日常を取り戻してまいります。

大変、つらい時期ではありますが、市民一丸ワンチームとなって、この難局を必ず乗り越えましょう。

このコーナーでは、病院施設や事業のほか、生活に役立つ“健康豆知識”などを紹介します。

市立病院通信⑩

お元気ですか



副院長・外科主任部長
高折 恭一 先生

脾臓がんで怖い病気？

2人に1人はがんに罹患する時代になりました。代表的ながんとして、肺がん、胃がん、乳がん等があります。困ったことに、脾臓がんは、これらの中で最も悪性度が高い病気で、元横綱の千代の富士関や、元プロ野球監督の星野仙一さんなどが脾臓がんで亡くなっています。脾臓がんは増加傾向にあり、近い将来には肺がんに次いで死亡者が多くなると予想されています。

このような脾臓がんの治療成績をよくするには、どうしたらいいでしょうか。1つは、早期発見して治しましょうという方法があります。しかし、この方法は言うほど簡単ではありません。脾臓がんは、死亡率が高い一方で、一般の人に検診をしても見つかる確率が低いからです。そこで、高リスクの人に絞って、検診を行う取り組みがなされています。日本脾臓学会家族性脾臓登録制度（JFPCR）では、脾臓がんの

家族歴のある人に登録してもらい、継続的な調査を行っています。実は、JFPCRの取組みは、市の「ながはま0次予防コホート」と同じく、京都大学ゲノムセンターの協力で運用していますので、これも何かのご縁かと感じています。

さて、脾臓がんになってしまった場合にはどうしたらいいのでしょうか。脾臓がんは手術を行っても完治しないことは珍しくなく、そもそも手術ができないことも少なくありません。そこで、抗がん剤や放射線治療を組み合わせ、いろいろな診療科のスペシャリストが協力する「集学的治療」が重要で、

市立長浜病院では、外科・消化器内科・放射線科などの関連診療科が一体となって、脾臓がんの治療にあたっています。また、この4月から新たに「脾臓・肝胆道外科外来」を開設し、十分な経験と機動力を有するチームで治療に取り組む体制を整えましたので、ぜひご利用ください。

まずは、脾臓がんのような難しい病気にできるだけならないように、健康的な食事を摂り、規則的な生活を送っていただくことが何より大事だと思います。

市立長浜病院

☎68・2300（代表）

掲載希望の場合は、下記の締切までにメールで原稿をお寄せください。kouhoushi@city.nagahama.lg.jp
8月号：6月25日(木) 9月号：7月22日(水)
●営利目的など掲載できない催しもあります。詳しくは市民広報課(☎65-6504)までお問合せください。

●不正改造は犯罪！
まわりのみんなが迷惑！
6月は「不正改造車を排除する運動」の強化月間です。詳しい情報はホームページをご確認ください。また、不正改造車を見かけたら左記まで情報をお寄せください。
滋賀運輸支局検査・整備・保安部門 ☎077-585-7252

▲自動車点検整備推進協議会ホームページ

長浜米原休日急患診療所
6・7月の診療日のお知らせ
☎65・1525

※コロナウイルス感染拡大防止のため、必ず電話のうえ、マスクを着用し受診ください。

【診療日】
6月7日、14日、21日、28日
7月5日、12日、19日、23日、24日、26日
日曜・祝日・年末年始(12月30日～1月3日)

【受付時間】
8時30分～11時30分
12時30分～17時30分

【診療時間】
9時～18時

【診療科】
内科・小児科

【場所】
湖北医療サポートセンター「メディアサポ」内(富司町1-8-12)
※電話はおかけ間違いのないようにご注意ください。
※受診時は保険証・福祉医療券・お薬手帳・母子健康手帳・乳幼児の場合をお忘れなく。
※診療日は日曜・祝日・年末年始(12月30日～1月3日)です。

問地域医療課(☎65・6301)

■各種無料相談

相談名	日時	場所	問合先・申込先
行政相談 ※右欄()内は相談委員	6月10日(水)・7月8日(水) 13時～15時(高山)	高月支所(高月町渡岸寺)	滋賀行政監視行政相談センター (☎077-523-1100)
	6月11日(木)・7月9日(木) 9時～12時(三浦)	さまざまなタウンながはま文化福祉プラザ(高田町)	
	6月18日(木) 9時～12時(谷口)	木之本まちづくりセンター(木之本町木之本)	
	6月24日(水) 9時～12時(竹本)	湖北デイサービスセンター(湖北町速水)	
	7月2日(木) 9時～12時(小林)	さまざまなタウンながはま文化福祉プラザ(高田町)	
	7月3日(金) 9時～12時(池澤)	浅井支所(内保町)	
	7月3日(金) 13時～16時(新堂)	余呉まちづくりセンター(余呉町中之郷)	
	7月6日(月) 9時～12時(長谷川)	虎姫まちづくりセンター(田町)	
女性の悩み相談★	6月4日(木) 10時～14時(下地)	市民交流センター(地福寺町)	平日：人権施策推進課 (☎65-6556 専用ダイヤル) 土日祝：市民交流センター (☎65-3366)
	6月20日(土) 12時～16時(下地)		
	7月2日(木) 10時～14時(下地)		
介護・福祉のお仕事 「ミニ就職説明会」 「出張相談」★	6月16日(火) 15時～16時	滋賀県湖北合同庁舎(平方町)	湖北介護・福祉人材センター (☎64-5125)
介護・福祉のお仕事 「出張相談in木之本」★	6月12日(金) 13時30分～16時30分	木之本まちづくりセンター(木之本町木之本)	

★印は予約が必要です。

■マークの意味 日日時 場場所 内内容 調講師 対対象 定定員 費費用 持持ち物 申申込方法
締申込締切・期間 他その他 問問合せ

申込方法や参加費等の記載がない催しは、申込不要、参加無料です。

●不正改造は犯罪！
まわりのみんなが迷惑！
6月は「不正改造車を排除する運動」の強化月間です。詳しい情報はホームページをご確認ください。また、不正改造車を見かけたら左記まで情報をお寄せください。
滋賀運輸支局検査・整備・保安部門 ☎077-585-7252

▲自動車点検整備推進協議会ホームページ

みなさんの掲示板
市民の皆さんのサークル・団
体が行う催しを掲載します。

新型コロナウイルスの
感染拡大防止のため、
催しが延期や中止にな
ることがあります。お
問い合わせは主催者に
お願いします。

お知らせ

お知らせ

◆定期寄席「神楽家小粋独演会」と落語教室
6月27日(土)落語教室12時～12時50分、落語13時30分～15時
場レンタルスペース松橋(北船町)内
社会人落語チャンピオンによる落語、要亭光樹井による落語、教室費各500円
他マスク着用
問白扇落語会事務局 ☎090-8565-7558

講座・教室
Heart Train 講座
ヨガ教室
6月11日(木)10時30分～11時30分
場六荘まちづくりセンター(勝町)講小宮山和子
定15人(先着順)費500円、託児100円
5人
申電話またはメールで。問Heart Train da's da's 村山 ☎090-4038-8899
daidai.risa@gmail.com

◆「ちぎり絵」を楽しもう！
6月19日(金)、7月17日(金)、

催し

8月21日(金)、9月18日(金)9時30分～12時
場神照まちづくりセンター(神照町)内
和紙をちぎり、貼り合わせて絵を仕上げます。指先を使い、脳の活性化にもつながります。費1,000円(全4回
別途材料費)定15人(先着順)持平ふでのり、ボールペン、はさみ
申電話で。締6月10日(水)問健寿会 金澤 ☎62・4857

募集

◆2020年度国家公務員採用一般職試験(高卒者試験)
9月6日(日)場大阪市ほか
対受験資格等詳しくは、人事院ホームページ「国家公務員試験採用情報NAVI」をご覧ください。
申原則インターネットで。締6月22日(月)～7月1日(水)問人事院近畿事務局試験第二係 ☎06-4796-2191

◆2020年度国家公務員採用試験
受験資格、試験日など詳しくは、国税庁ホームページ「採用情報」をご覧ください。
申原則インターネットで。締6月22日(月)～7月1日(水)問大阪国税局人事第二課試験係 ☎06-6941-5331

▲国税庁ホームページ「採用情報」

▲インターネット申込専用ページ

6月の税・料
○市県民税 一括・1期
○国民健康保険料 一括・1期
○介護保険料 1期
安心して安全な口座振替を始めませんか。

▲国家公務員試験採用情報NAVI

暑い季節もサラッと涼やか。無垢床の心地よさ。



おうちで相談会
ご自宅でパソコンや携帯端末を使って家づくりの相談が可能に♪上記QRコードからご予約下さい

ユニバーサルホーム 長浜店
☎0749-65-8415
長浜市八幡東町14 ハウスセレクション長浜内
営/9:30-17:30 休/毎週火曜日・水曜日

1坪からの増改築
予算内で 夢実現

ハウスクーター (株)三共
【本社】彦根市和田町41-11
【近江八幡支店】大阪支店

☎0120-272-852 ローンOK!

雨漏れ

屋根補修・葺替

漆喰

塗装

相続・離婚・交通事故・不動産・金銭トラブル…
弁護士に気軽に相談できます。
☎0749(68)3833
・法律相談料は1時間まで5,000円(税込)
・法テラスの無料相談も利用可(条件有)

夜間・休日の相談
にも対応(要予約)

長浜市役所前法律事務所
長浜市八幡東町432-10-2階(長浜市役所東口玄関前)
弁護士 中村 明宏(滋賀弁護士会所属)

駐車場有

離婚・相続・交通事故・借金などのお悩みを
専門家の弁護士と一緒に解決しませんか？



相談料 1時間5000円(税込)
(交通事故(被害者の方)・借金問題は無料(初回))
弁護士法人おうみ法律事務所(滋賀弁護士会所属)
滋賀県長浜市八幡東町225
所属弁護士 代表弁護士 竹内 寛 弁護士 小財 憲司

相談予約受付 0749-68-1530
(相談受付時間 平日:9時～18時 土曜日:9時～15時 その他の時間も応相談)

21

広報ながはま 2020年6月号
掲載内容のお問い合わせは、直接広告主へ。広告に関する一切の責任は広告主に帰属し、市が推奨するものではありません。

掲載内容のお問い合わせは、直接広告主へ。広告に関する一切の責任は広告主に帰属し、市が推奨するものではありません。

広報ながはま 2020年6月号

20

お知らせ

さまざまなタウン
ニュース

保健だより

みんなの掲示板

ながはまの文化財

市内には、国や県、市が指定した文化財がキラ星のごとく尖り輝いています。このコーナーでは、数ある文化財の中から代表的なものをシリーズで紹介します。

県指定名勝 孤蓬庵庭園

指定日：昭和 36 年 4 月 26 日指定

所在地：上野町

孤蓬庵は、江戸時代に技術官僚として名を馳せた「小堀遠州」ゆかりの寺院です。遠州は徳川家康に仕えた武人でありながら、歌道や茶道など様々な芸術にも通じた文化人でした。特に茶道においては、千利休や古田織部とともに名が知られ、二人から学んだ茶道を引き継ぎ、大名茶を確立していきました。

遠州没後の承応2年(1653)、父を弔うために息子の正之が、京都大徳寺より僧円恵を招き造ったとされるのが孤蓬庵で、大徳寺に遠州が建立した同名の庵があるので、「近江孤蓬庵」と呼ばれています。当初は今より北西の谷の中にありましたが、宝永6年(1709)に現在地へ移され、庭園もその頃の築造と考えられています。



▲書院より東の池泉式庭園を望む

問 歴史遺産課(☎65・6510)

ます。南庭は奥の自然を背景とし、手前の広々とした緑の空間を水面に見立て、枯滝や舟(蓬船)などを表す石組みを配置し、開放的な時の流れを感じることが出来ます。これに対して東庭は、琵琶湖をかたどつたとされる池や、自然の山の傾斜や起伏があり、多様な形の石が配置され、引き締まった趣を演出しています。

春は紫のシヨウジョウバカマが咲き乱れ、秋には紅葉した木々が水面に写るなど、四季折々の美しい庭園の姿を見せてくれます。今の季節は、新緑の木立に差し込んだ春の光が、地面に落ちて揺れる影が見る人の目を楽しませてくれます。

人里離れたひっそりとした空間で、自然と調和した遠州の美意識を体感してみるのもおすすめです。

未来を創る子どもたち

学校・園活動紹介 39

塩津小学校

自治の力を高める

塩津小学校では、PTAと連携し、あいさつ運動を展開しています。毎年引き継がれるキーワードは、「OKSAR」。Oはよう、Kはこんにちは、Sはさようなら、Aはありがとうを表しています。あいさつは、元気の源となり、人と人とのコミュニケーションが図れ、よりよい人間関係づくりができます。

本校では、あいさつ、学習、掃除、廊下歩行、靴そろえなどについて、子どもたち自身が「自分や学級の様子」を振り返るようにしています。月のはじめには各学級で取り組むことを話し合い、月末には実践を振り返り、できたことやもつとがんばりたいことを、校長室で代表の児童が話し合い、それぞれの学級で紹介するようにしています。自分たちで決めたルールは『守る』、そして『やりきる』風土ができてつとあります。

たてわり活動では、運動会や塩津子祭りなどの場で、高学年のリーダーシップが見られ、とても頼もしく感じています。この姿が見られるのは、手本となる先輩のすばらしい姿があるからであり、その姿をめ

ざしてがんばることが塩津小学校の伝統となっています。

自治力とは、『自分たちの生活を向上させるために、学校や学級の問題を明らかにし、みんなの力で活動の方向性やルールを決定し、協力して目標を達成できる力』と定義し、様々な教育活動を通してその力を育んでいきたいと考えています。

この力は、学力向上の基礎となる大切な力としてとらえています。

心豊かでたくましい塩津子。今後も、子どもたちがよさを発揮し、未来の担い手として心豊かに育ってくれることを願っています。



▲たてわり活動で芋ほり

長浜子どものちかい ~わたしたちはちかいます~

- 元気にあいさつをします
- 名前を呼ばれたら「はい」と返事をします
- 「ありがとう」「ごめんなさい」をすなおに言います
- 困っている人がいたら言葉をかけます
- 人の話をしっかり聞きます

長浜子育て憲章 ~おとなが実践します~

- 子どもに誠実に生きる姿を見せます
- 見守るまなざし、叱る勇気を大事にします
- ルールとマナーを教え、奉仕の心を育みます
- 自然や人々に感謝の心でふれあう子どもを育てます
- 長浜に誇りをもち、地域に貢献する子どもを育てます



学校・教育関係の情報が満載

▲市教育委員会フェイスブック

人口と世帯数

令和2年5月1日現在

人口	117,388人(-15)
男	57,552人(-18)
女	59,836人(+3)
世帯数	46,451世帯(+92)
	()は前月との比較

長浜市の情報をスマホでチェック

長浜市 ホームページ	Facebook 長浜市ほっとにゅ〜す	Facebook 長浜市教育委員会	Instagram ＃長浜ちよびつく	YouTube はま〜るtb.	広報紙をスマホで マチイロ	イベント情報を配信 LINE

「広報ながはま」は、各自治会を通じてお届けしているほか、市民交流センターや図書館、街づくりセンターなど市の公共施設やスーパー、診療所などにも置いています。また、市ホームページ、スマホからもご覧いただけます。声の広報も作成していますので、ご希望の場合は市民広報課まで。